

### 第6章 1. 西ヨーロッパ世界の成立 g.封建社会の成立

#### ①西ヨーロッパ社会の変化

[1 **商業**]や[2 **都市**]の衰退→[3 **自給自足**]を基本とする[4 **農業経済**]へ

[5 **貨幣**]を用いる社会から、[6 **土地**] [7 **現物**]が価値を持つ社会に

②あいつぐ外敵の侵入と混乱→弱者は強者に保護を求め、私的な主従関係をむすぶ。

ヨーロッパ中世社会特有のしくみ=[8 **封建的主従関係**]と[9 **荘園**]

→この二つのしくみになりたつ社会を[10 **封建社会**]という

②有力者(皇帝・国王・[11 **諸侯(大貴族)**]・[12 **騎士(小貴族)**]・聖職者ら)同士の政治的結合

→[13 **封建的主従関係**]の成立

**封建的主従関係**…領主同士が[14 **領地(封土)**]を媒介して[15 **主従**]関係を結ぶ制度。主君が家臣に[16 **領地(封土)**]をあたえ保護するかわりに、家臣が主君に[17 **軍事的奉仕**]を中心とする忠誠を誓うという[18 **契約**]([18 **封建契約**])によって成立した主従関係。

もともとは個別の契約関係であったが、しだいに[19 **世襲**]化していく。



③封建制の成立…ローマ末期の[20 **恩賞地**]制とゲルマンの[21 **従士**]制を基礎とし成立

→10世紀の[22 **フランク**]王国の分裂以後本格化

②有力な領主([23 **大諸侯**])は、周辺の領主([24 **騎士**]ら)に従者として大きな勢力をもつようになる。

→「[25 **国王**]も、大諸侯の一人に過ぎない!!」

③個々の領主の所有地=[26 **荘園**]は「独立した小国家」的存在に

1)領主(皇帝、王、諸侯、騎士、聖職者など)は封土を世襲化し外部の介入を排除する。

([27 **不輸不入**]権)

不輸不入権…28 **国王の役人が荘園に立ち入ったり課税したりするのを拒む権利**

2)領主は農民に対し[29 **領主裁判**]権をもち、領内の農民にたいする絶対的な権力を獲得する。

中世西ヨーロッパ社会の基礎は[30 **封建**]制である。11世紀以降、封建制は網目状に広がり、社会を覆うようになっていった。それぞれの領主(王、諸侯、騎士、聖職者など)はしだいに封土(領地)=[31 **荘園**]を世襲化、その中では農民に対しては[32 **領主裁判**]権を行使する一方、外部の勢力には[33 **不輸不入**]権を主張、外部の介入を排除した「独立した小国家」的性格をつよめた。したがって西ヨーロッパ中世社会は封建領主の数だけ「小国家」が存在しているような[34 **地方分権**]的な社会といえることができる。

#### ④荘園の構造

・城(領主の館)、

・村落(教会、農民の家、鍛冶屋パン焼場など)

・耕地…[35 **農民保有地**]

[36 **領主直営地**]

・共同利用地(牧草地、森林など)

☆荘園＝農民のほかに[37 **手工業者**]らも居住した[38 **自給自足**]的な空間

⑤中世農民([39 **農奴**])

・[40 **賦役**]の義務＝領主直営地での強制労働

「土地を借りる代りに働く」([41 **労働**]地代)

・[42 **貢納**]の義務([43 **生産物**]地代)

→[44 **保有地**]からの収穫物の一部を納める



荘園の構造

☆農民の負担

・賦役、貢納、徴用税、結婚税、施設使用料→領主へ

・[45 **十分の一**]税→教会へ

賦役… 46 **中世の農民に課せられた領主直営地で労働する義務**

かつての自由農民、[47 **コロヌス**]、解放奴隷などに起源をもつ 中世の農民たちは、週3日程度[48 **領主直営地**]で強制労働に従事する[49 **賦役**]の義務があったが、奴隷とは異なり[50 **農民保有地**]とよばれる土地をもち、その収穫で「自分と家族の生活をまかな」っていた。その他に領主に対する[51 **貢納**]の義務や教会にたいする[52 **10分の一**]税もあった。

領内においては領主は[53 **領主裁判**]権をもつ専制君主であり、農民は[54 **移動** や **結婚・相続**]の自由を認められない不自由民であった。こうした農民を[55 **農奴**]とよぶ。

問、次にあげた項目のうち奴隷、農奴両方にあてはまるものにA、奴隷にのみあてはまるものをB、農奴にのみあてはまるものをC、どちらにもあてはまらないものにD、をつけなさい。

- ( ) 移転の自由があった。 ( ) 働けば少しでも生活が楽になった。
- ( ) 主人に売買された ( ) ときには殺しあいすらやられた。
- ( ) 自分の家を持つことができた ( ) 自由に仕事をかえられた
- ( ) 農具や食事は主人が準備した ( ) 結婚は禁止されていた
- ( ) 領主のもとで強制的に働かされた。
- ( ) 小作料は払ったが、自分のものとしてつかえる土地があった。
- ( ) 領主に人が殺されたとき、領主を王に訴え、裁判にかけることができた。